

(3) 吉川市図書館協議会運営規則

〔平成13年3月23日〕
教委規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、吉川市図書館条例(平成10年吉川市条例第31号)第8条に規定する、吉川市図書館協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 協議会は、吉川市図書館の運営に関し、館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べるものとする。

(会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、吉川市立図書館において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年教委規則第7号)

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。